

岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第4条第2項に規定する介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため知事（岐阜県知事に限る。）の登録を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第三に掲げる研修（以下「第三号研修」という。）における実地研修（以下「実地研修」という。）を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の補助事業者が行う第三号研修における実地研修のうち、次に掲げる項目を全て満たすものとする。

- 一 当該第三号研修の受講者（以下「研修受講者」という。）が所属する事業所以外の事業所に所属する医師、保健師、助産師又は看護師が当該実地研修の指導者（以下「指導看護師等」という。）として実施するものであり、かつ指導看護師等の指導料（以下「指導看護師料」という。）が必要であること。
- 二 研修受講者が支援する対象者が県内に居住していること。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち指導看護師料とする。

- 2 補助事業者は、指導看護師料のうち補助金に相当する額を補助対象事業の研修受講者から徴収してはならない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、別表の左欄に定める区分ごとに、同表の右欄に定める研修受講者一人当たりの補助基準額に補助対象事業の実地研修修了者数を乗じた額から寄附金その他の収入額を控除した額の10分の10以内の額とする。ただし、補助事業者が法附則第12条に規定する業務規程で定める研修受講者1人当たりの受講料のうち指導看護師料が補助基準額を下回る場合は、指導看護師料を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書の様式等）

第6条 規則第4条の申請書は、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（交付の決定）

第7条 補助金の交付の決定は、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（20%未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 住所及び補助事業者名に変更があったときは、速やかに知事に届け出ること。
- 2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとするときは、岐阜県喀痰吸引等研修事業（変更交付・中止・廃止）申請書（別記第3号様式）により申請するものとする。

（変更交付決定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助対象事業の内容の変更の申請があったときは、当該変更を承認するか否かを決定し、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、岐阜県喀痰吸引等研修事業実績報告書（別記第5号様式）によるものとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとし、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

2 補助事業者が法人の場合であって、証拠書類等の保存期間が満了する前に当該法人を解散するときは、当該法人に係る権利義務を承継する者（以下「承継者」という。）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。ただし、承継者がいない場合は、当該証拠書類は、知事に提出するものとする。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

研修内容	補助基準額（上限）
痰吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ）	10,000円
経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	10,000円